






市長	副市長	部長	次長	課長	副主幹	係長
						
他部・他課		課内			受付	
伊達市 市民生活部 放射能対策課 除染対策係 殿						
保存期間	1年	3年	5年	10年	永年	



環境省 福島環境再生事務所

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく除染実施計画の協議について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）第36条第4項に基づく除染実施計画の環境大臣への協議については、以下のとおり進めて頂きたい。

- 1 法に基づく協議を円滑に行うため、当該協議に先立ち、あらかじめ環境省に事前協議を行ってください。この事前協議を進めるにあたっては、より一層各地方自治体との連携を深めるとともに除染実施計画の策定を迅速かつ的確に進めるため、今後、別添の担当者による各市町村の個別訪問などを予定しております。
- 2 これを契機として、当面3月末までを念頭に、担当者より各市町村に対して定期的な訪問や御連絡を差し上げつつ、各種御質問や御要望にお応えしながら、各市町村の除染実施計画策定等を推進してまいります。
- 3 除染実施計画策定にあたり、当該計画を定める市町村以外の除染等の措置等の実施者が含まれる場合には、その者に対し、計画案についての意見を聴いてください。
- 4 事前協議が整い、かつ、3の意見聴取を終了した後、公文による環境大臣への協議を行ってください。
- 5 なお、関係者（各省等）の意見聴取が必要な場合がございますら、下記担当までご相談下さい。

<連絡先>

非直轄市町村支援チーム

担当：松山・加藤（徹）・伊藤（誠）

電話：024-573-7489

FAX：024-573-7594

(別 添)

環境省 除染計画推進員(福島県下市町村担当)

A 班

県	市町村名	備考
福島県	福島市	
福島県	伊達市	
福島県	郡山市	
福島県	本宮市	
福島県	桑折町	
福島県	国見町	
福島県	泉崎村	
福島県	中島村	
福島県	矢吹町	
福島県	昭和村	
福島県	鮫川村	
福島県	玉川村	
福島県	小野町	
福島県	古殿町	

担当

松山 道夫
MICHIO_MATUYAMA@env.go.jp
加藤 徹夫
TETUO2_KATO@env.go.jp
伊藤 誠
MAKOTO2_JTO@env.go.jp

法第36条第4項に基づく除染実施計画の協議・意見聴取のフロー  
 (福島県、宮城県、岩手県)

